平成２８年（フ）第３３５号
神戸市須磨区大黒町３丁目３番14号セントラルハイツⅢ501号
債務者　眞野　　弘
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３８号
兵庫県三木市細川町細川中969番地　101号、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡2330番地の１　ベルトピア西明石Ⅶ―403号
債務者　太田　尚美
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８号
青森市矢作２丁目３番29号　シャーメゾンセイナ105号
債務者　柳澤　正俊
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
神奈川県小田原市鴨宮709番地　フレンドリーワールド、前住所神奈川県小田原市南鴨宮３丁目47番２号　南鴨宮サニーハイツ201
債務者　齋藤　義昭
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３９７号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地元塩荘７棟603号
債務者　永野　道徳
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４号
栃木県那須烏山市大桶885番地１
債務者　横山　美穂（旧姓大谷・河西）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１７号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ２丁目25番地19　上三川ハイツ103、前住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目18番地１　アネックス白鷺201号
債務者　法師人るり子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５１号
栃木県宇都宮市駒生町3313番地１　エルディム小堀Ａ―103、前住所栃木県宇都宮市駒生町3313番地１　エルディム小堀Ａ―102
債務者　公文式国本教室こと　松平　房代
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７１号
栃木県佐野市浅沼町792番地　コーポＫＩＲＩ　103、前住所栃木県宇都宮市宮原３丁目１番34号　レオパレス積102号室
債務者　長　　成男
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８３号
栃木県鹿沼市千渡1605番地186、前住所栃木県宇都宮市平松本町1131番地８　きくちハイツⅡ202号室
債務者　梁島　直子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８５号
栃木県宇都宮市泉が丘４丁目４番５号　今泉Ｃ市営住宅５号棟32号室、前住所栃木県宇都宮市海道町７番地12
債務者　赤羽なつき（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９２号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目２番５号　県営江曽島住宅５号棟15号室、前住所栃木県宇都宮市城南１丁目３番17号　鎌滝方
債務者　カラオケデュエット　アンこと　福田　惠子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９６号
栃木県宇都宮市平松本町308番地　エイトハイツＣ101号室、前住所栃木県宇都宮市下栗町2311番地15　カーサシノＣ棟
債務者　原田　和彦
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２００号
栃木県宇都宮市駒生町1386番地１　ポワールガーデンⅡ307、前住所栃木県宇都宮市南町17番８号
債務者　田中　　守
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係